

校則の見直しの流れ

6月～7月

①クラス討議

各クラスで意見・要望をまとめる（施設、学校行事等も含む）

②代議員会（クラス委員長）

代議員で全体の意見・要望をまとめる

③生徒総会

生徒会より代議員会で集約した意見を提案する

8月

④生徒総会での提案事項を生徒指導部で協議、検討

⑤生徒指導部の改訂（案）について校則見直し検討委員会で協議、検討

【校則見直し検討委員会】

・生徒会（5名）：生徒会長、副会長（2名）、書記（2名）

・PTA役員（5名）：会長、副会長（3名）、健全育成委員長

・教職員（5名）：教頭、生徒指導部（部長、副部长）、生徒会担当（2名）

※委員長はPTA会長

※副委員長は生徒会長、教頭

8月後半～9月前半

⑥提案内容について、校則見直し検討委員会委員の過半数（生徒3、保護者3、教職員3）の承認を得た場合、職員会議へ提案して校長が決裁。

12月～1月

⑦生徒会執行部において年間反省

※次年度改善点の確認を行う。